

電子投票システムに関する技術的条件の改定のポイント①

- 電子投票システムの技術的条件について、タブレット端末等の汎用機の活用を可能とするために改定を行うもの。改定項目については、「実施例」の追加が中心。
- あわせて、新たな技術として実施可能となった「タッチペン方式」による候補者選択を追加する。

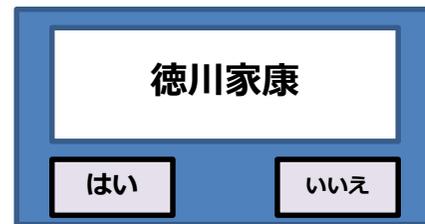
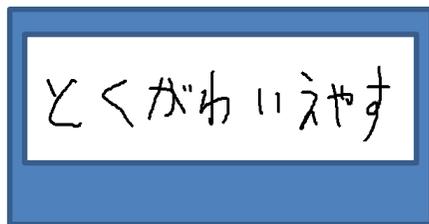
1. 技術的条件の改正

- 従来の技術的条件においては、機器が故障した場合に修理することを前提とした記述がなされていたが、これまでのトラブル対応から、投票所での修理は行わず、予備機と交換することを前提とした記述に変更
(機能要件1.1.2.1) (ハードウェア条件4.1.2.1)
⇒ 故障した機器は投票所内に保管し、電磁式記録媒体は投票終了後に開票所に搬送

2. 実施例の追加等

(1) 技術の進歩によるもの

- ・ 候補者の選択・表示方法について「タッチペン方式※」を追加 (機能要件2.1.4.3、3.3.3.2)
※タッチパネルにタッチペンで名前を記入 (自書) すると、該当する候補者を表示する仕組み



電子投票システムに関する技術的条件の改定のポイント②

(2) 汎用機の使用に係るもの

- ・電源ボタン、接続部などが露出している場合にそれらを塞ぐ措置（ハードウェア条件1.4.3.1）（セキュリティ条件1.2.7.1）
- ・電磁的記録媒体等をケーブル等で接続する場合における抜け防止措置（機能要件3.4.1.1）
- ・電磁的記録媒体を外付けする際に鍵付きの覆いを設ける措置（ハードウェア条件1.3.1.2）（セキュリティ条件1.1.5.1）
- ・投票機が放置された場合等の覚知方法について（状態ランプを使用しない場合見回りによる運用も可）
（機能要件3.3.6.1、3.3.7.1）（セキュリティ条件1.2.9.1）
- ・ハードウェア条件について、日本国内での一般的な流通、販売者又は製造者の保証を受けられるものであることを記述（汎用機本体の適合確認は行わない）（ハードウェア条件1.6.1.1他）

(3) その他

- ・クライアント／サーバ方式の場合は、複数系統作動すべきことについて追記
（機能要件1.1.2.1）（ハードウェア条件4.1.2.1）
- ・投票資格を有する者以外は投票機の操作を行えないことを明記（機能要件3.2.1.1）（セキュリティ条件1.2.8.1）
- ・パスワード方式の場合に当該パスワードを本人以外が利用できない措置について明記（機能要件3.2.2.1）
- ・SDカードなどの小型の電磁的記録媒体を使用する場合における紛失防止の措置、容量制限について追記
（機能要件4.1.3.2）（ハードウェア条件1.2.4.1）

3. その他

- 技術的条件の改定に合わせて、適合確認実施要綱についても改定